

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

当院は、下記のとおり感染防止対策に医院全体として取り組み、関わる全ての人々を対象として、院内感染の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

● 院内感染防止対策のための医院の組織に関する基本的事項

院長（院内感染管理者）と事務長からなる感染防止対策部門がこれに係る日常業務を行い、かつ週1回の定期巡視により感染防止対策の実施状況を把握しています。

● 院内感染対策の推進のための基本方針

「院内感染対策マニュアル」を作成し、職員への周知徹底を図るとともに、定期的にマニュアルの見直し、改訂を行います。

● 従事者に対する研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会・講習会を年2回以上行っています。

● 抗菌薬の適正使用に関する基本方針

「抗微生物薬適正使用の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）を参考に、治療効果の向上や副作用・耐性菌の減少に努めています。

● 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症届出の他、薬剤耐性菌等に関する感染情報を全職員で共有しています。

● 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染が発生または疑われる場合は、感染防止対策部門が感染対策に速やかに対応します。また必要に応じ、連携病院である藤沢市民病院や保健所と速やかに連携し対応します。